平成２９年３月

会員外用

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書の件

日本精密測定機器工業会

平成２９年４月より経営強化法が拡充され「経営強化税制 国税(法人税)」が新設されます。

この税制では機械及び装置だけでなく「器具備品」にも適用されます。また、従来よりの「固定資産税特例 地方税」においても「器具備品」も対象になります。（別紙固定資産特例／29年度税制改正抜粋を参照ください）

当工業会では従来よりの「固定資産税特例 地方税」に加え「新規の経営強化税制 国税(法人税)」も証明作業を実施します。証明書は「固定資産税特例 地方税」、「経営強化税制 国税(法人税)」共通ですので１通のみで申請ください（コピーの使用が可能です）。（従前の生産性税制 国税(法人税)の証明が必要な場合は従来通り２通を依頼ください。）

但し器具備品については最低賃金が全国平均以上の7都府県は適用外となっていますのでご注意ください。

１．証明の種類

　１．１．生産性税制 国税(法人税)

　　・平成２９年３月３１日までに取得したものに適用（これ以降も証明作業は継続します）。

　　・器具備品、機械及び装置等が対象

　１．２．固定資産税特例 地方税

　　・平成28年7月より平成30年度まで。平成28年7月～平成29年3月までは機械及び装置のみ4月～は器具備品まで拡充。

　１．３．経営強化税制 国税(法人税)

　　・平成29年４月新設

　　・機械及び装置に加え器具備品も対象

２．証明書の必要数

　　・固定資産税特例 地方税と経営強化税制 国税(法人税)の証明様式が統一されましたので２つの証明は１通で共用できます。生産性税制 国税(法人税)の適用を受ける場合は従来と通り２通が必要になります。

　　・固定資産税特例 地方税と経営強化税制 国税(法人税)の証明様式は即日新様式（添付）をご利用ください（４月以降取得のものについては新様式が必須です））。

３．手数料（改訂しました）

　　・固定資産税特例 地方税と経営強化税制 国税(法人税)の証明：\4,000／件

　　・生産性税制 国税(法人税)：\4,000／件

　　・上記同時依頼時：\6,000／件

４．証明対象製品（精密機械、光学測定機関連）

　４．１．機械及び装置

　　・はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)

　　・生産用機械器具（物の生産の用に供されるもの）

　　・業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの(これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。)製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)

　　４．２．器具備品

　　　・時計、試験機器及び測定機器、試験又は測定機器、精密測定機器、光学測定機器

　　　・測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含、精密測定機器、光学測定機器

　　４．３．その他

　　　・お問い合わせください

以上